

横浜市防災計画

震災対策編

Y O K O H A M A 2 0 1 8

第2章 災害対策本部の設置

第1節 横浜市災害対策本部の設置

震災が発生した場合、本市は、災害対策本部を速やかに設置し、被災住民の救助やその他災害応急対策の実施など被害の発生を最小限に止めることが必要である。

この章では、災害対策本部の設置、運営等について、必要な事項を定める。

なお、市域で震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したときの災害対策警戒体制については、第2部第5章第1節4(1)を参照のこと。

1 市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長（市長が登庁できないときは、横浜市災害対策本部条例の規定等による代理者）は、次の場合は、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市役所（本庁舎5階危機管理センター）に「横浜市災害対策本部」（第3部では以下「市本部」という。）を設置する。

ア 大震法第9条による「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発令されたとき。

イ 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。

ウ 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

エ 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき。

(2) 設置通知

市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）は、市本部を設置したときは、直ちにその旨を各区局長及び防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

2 区災害対策本部の設置

(1) 設置基準

区長（区長が登庁できないときは、「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」の規定等による代理者）は、次の場合に、区役所に「区災害対策本部」（第3部では以下「区本部」という。）を設置する。

ア 大震法第9条による「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発令されたとき。

イ 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。

ウ 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

エ 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき。

(2) 設置通知

区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に通知する。

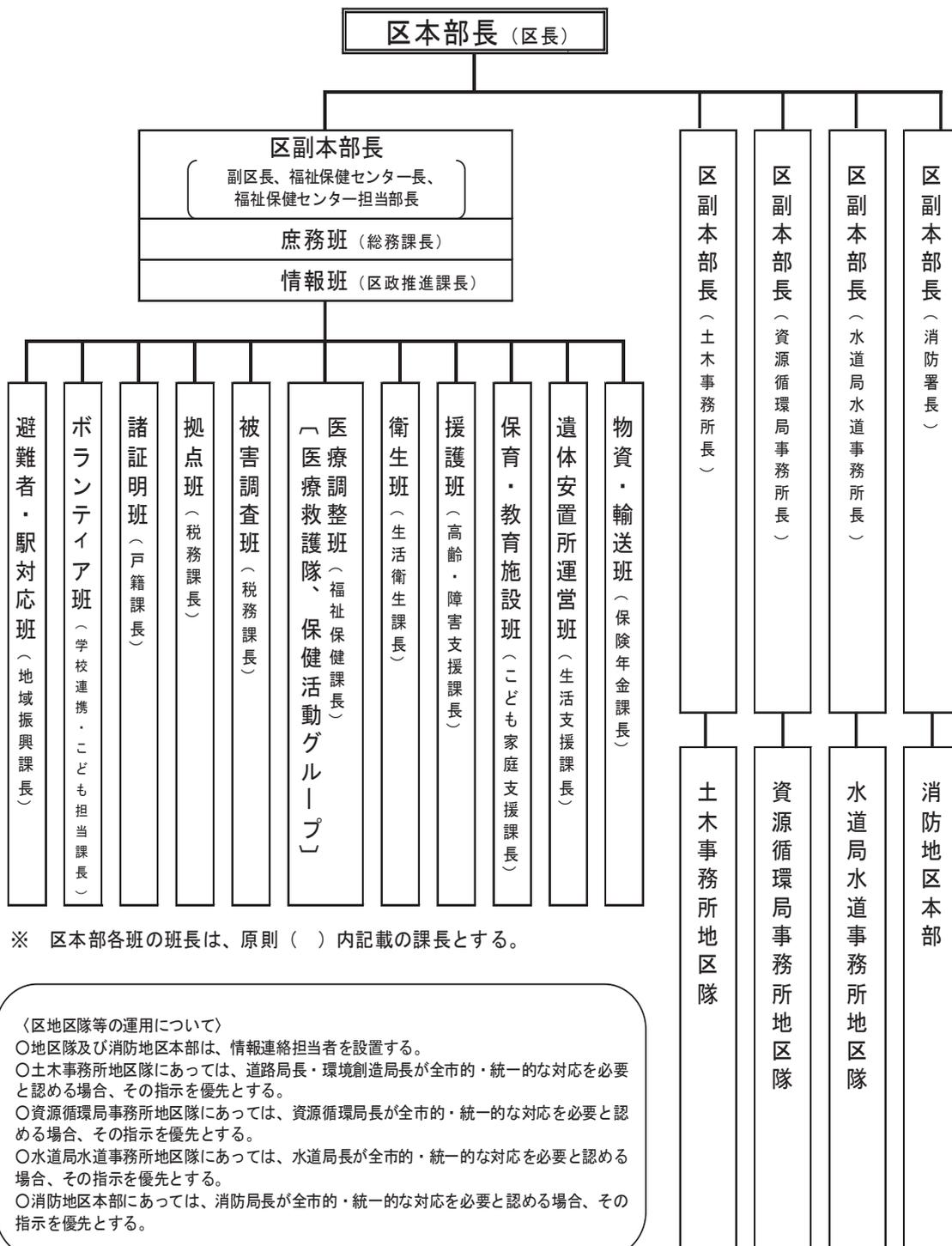
3 現地災害対策本部の設置

市本部長は、災害の規模及び態様により、被災現地において災害応急対策を推進するうえで必要であると認めたときは、市副本部長、市本部員その他の職員から、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地本部員を指名し、災害現地又はその周辺の施設に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(4) 区本部の組織と事務分掌

- ア 各区の被害状況に応じて、区役所間の相互応援を円滑に実施するため、各班の構成課は、原則18区全て同じ課とする。
 - イ 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施する。
 - ウ 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施する。
- ※ 職員へのバックアップ体制として、交代要員及び保育対応等の職員の確保を考慮する。

区本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則 () 内記載の課長とする。

〈区地区隊等の運用について〉

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務及び記録に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 報道及び広報対応に関すること。 7 災害関連情報に関すること。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 避難勧告等に関すること。 11 職員応援要請に関すること。 12 支援職員の受入れに関すること。 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。 14 区本部職員の動員に関すること。 15 区本部職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。18庁舎の管理保全に関すること。 18 所管車両の保全に関すること。 19 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関すること。 20 他の班の所管に属さないこと。 21 その他特命事項に関すること。	1 ～ 21 同左 22 区本部の予算、経理に関すること。 23 区災害応急対策計画の策定に関すること。	1 ～ 23 同左 24 区災害復旧計画の策定に関すること。
情報班	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 2 被害状況（人的・物的）の集約に関すること。 3 応急対策活動の集約に関すること。 4 災害関連情報の広報活動に関すること。 5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関すること。 6 通信機器等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 9 指定管理施設の被害状況に関すること。	同左	同左
避難者・駅対応班	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関すること。 2 補完施設の被災状況の把握に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 6 被害情報等の収集・伝達に関すること。 7 帰宅困難者対応に関すること。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関すること。 9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関すること。 10 その他必要な事項に関すること。	同左	同左

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること。 3 必要なニーズ等の広報に関すること。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。	同左	同左
諸証明班	1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。	1 同左 2 倒壊建物等の被災者台帳の作成に関すること。 3 倒壊建物等の罹災証明書の発行準備及び広報に関すること。	1～3 同左 4 倒壊建物等の罹災証明書の発行に関すること。
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関すること。 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況(死者、負傷者等)、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関すること。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関すること。 4 避難者の対応に関すること。 5 地域住民への情報提供・広聴に関すること。 6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関すること。	1～6 同左 7 避難者の生活相談に関すること。	同左
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関すること。 2 応急危険度判定調査の支援に関すること。	1～2 同左 3 建物等の被害認定調査の準備及び広報に関すること。 4 建物等の被害認定調査の実施に関すること。 5 被害認定調査表の作成に関すること。	1～5 同左 6 解体廃棄物の解体・撤去申請の受付に関すること。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること（区災害医療連絡会議の開催を含む。） 2 医療機関の被害状況の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関すること。 4 医療救護隊の編成及び診療に関すること。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体応援保健職員等の受入れ調整に関すること。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関すること。 7 患者搬送に係る連絡調整に関すること。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関すること。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設に関すること。 	同左
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関すること。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 3 生活衛生に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関すること。 	同左
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関すること。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること。 4 要援護者の福祉避難所の受入に関すること。 5 その他要援護者の支援に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～5 同左 6 要援護者の生活相談に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の閉鎖及び要援護者の移送に関すること。 2～6 同左 7 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 9 被災者生活再建支援金に関すること。 10 義援金に関すること。
保育・教育施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関すること。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること。 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。 4 市立保育所の児童の安全確保に関すること。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。 6 市立保育所の保育の早期再開に関すること。 7 市立保育所の児童の引渡しに関すること。 8 緊急保育に関すること。 	同左	同左

事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
遺体 安置所 運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関する事 2 行方不明者の把握に関する事 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関する事。	1～3 同左 4 引取人のいない焼骨に関する事。	同左
物資・ 輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関する事 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する事 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する事 4 自動車、その他輸送手段の確保に関する事。	1～4 同左 5 不足救援物資等の把握に関する事。	同左
土木 事務所 地区隊	1 道路の被害状況の把握に関する事 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する事 3 緊急輸送路等の確保に関する事 4 路上障害物、放置車両の除去等に関する事 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関する事 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関する事 7 工事箇所の保全に関する事 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関する事。	同左	同左
資源 循環局 事務所 地区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関する事 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関する事 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関する事 4 トイレ対策班への応援に関する事。	同左	同左
水道局 水道事務所 地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関する事 2 断水や水道の復旧情報の提供に関する事。	同左	同左

- ※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- ※ 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- ※ 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- ※ 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- ※ 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第4節 国等による応援・代行

災害の発生により、本市が事務の全部又は大部分を行うことができない場合は、災害対策基本法第74条の3に基づき、県知事が本市の事務を代行する。また、県が本市の事務を代行できない場合は、同法第73に基づき、指定行政機関または指定地方行政機関が本市の事務を代行する。

横浜市防災計画

風水害等対策編

Y O K O H A M A 2 0 1 6

区の警戒本部に支援職員を派遣する。

7 主な対応

- (1) 災害に対する各種情報の収集
- (2) 職員配備状況の把握と報告
- (3) 被害情報の収集と報告
- (4) 気象及び水防等に関する情報の収集と伝達
- (5) 区警戒本部に対する指示
- (6) 複数の区にまたがる避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内での安全確保措置の指示）の発令及び実施
- (7) その他災害応急対策を実施するうえで必要な対応

8 廃止基準

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市域に新たな災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (3) 水防警報の解除が発表されたとき。

第2節 区警戒本部

区警戒本部の設置及び廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

1 区警戒本部長

区危機管理責任者（副区長）

2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第20章雪害対策による。）。
- (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき。
- (3) 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき（沿岸6区に限る。）。
- (4) 区域に風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき。

3 設置手続

- (1) 危機管理統括責任者（総務局危機管理室長）に対する区警戒本部の設置報告
- (2) 区警戒本部の設置構成機関及び区関係機関等に対する通知

4 主な対応

- (1) 災害に対する各種情報の収集
- (2) 職員配備状況の把握と報告
- (3) 被害情報の収集と報告
- (4) 水防法及び土砂災害防止法に基づく対象施設等への情報伝達

- (5) 災害の発生が予想される地域に対する巡回警備
- (6) 避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内での安全確保措置の指示）の発令及び実施
- (7) 避難場所の開設及び運営
- (8) その他災害応急対策を実施するうえで必要な対応

5 地区隊及び消防地区本部の対応

- (1) 土木事務所及び消防署は、情報連絡担当を設置する。
- (2) 消防署にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。

6 廃止基準

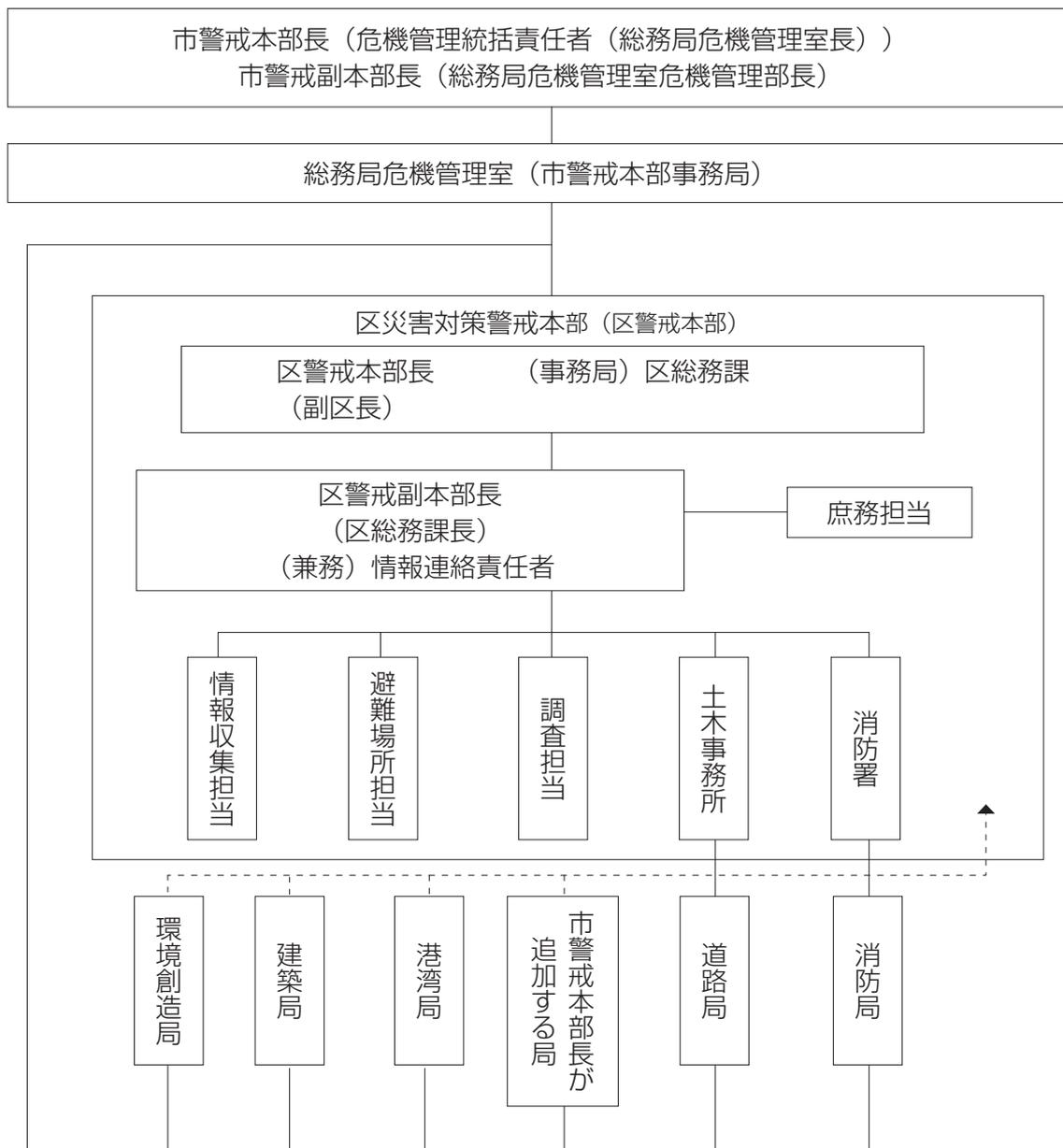
- (1) 区災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 区域に新たな災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (3) 水防警報の解除が発表されたとき。

第3節 組織・運営

市警戒本部及び区警戒本部の組織の構成は、原則として図1のとおりとし、それぞれの事務分掌については、原則として「表1 市災害対策警戒本部（市警戒本部）の事務分掌」と「表2 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌」による。

また、市・区災害対策警戒本部の運営上必要な資機材等については、第5章第4節5「資機材等の確保」に定めるところによる。

図1 横浜市（区）災害対策警戒本部の組織構成



注1 市警戒本部長は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できる。

注2 市警戒本部を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣する。

注3 区警戒本部長は、災害の発生状況により必要に応じ避難場所担当を設置する。

表2 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分掌
区危機管理責任者（副区長）	区警戒副本部長（総務課長） <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 情報連絡責任者（総務課長兼務） <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。
	庶務担当 <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内での安全確保措置の指示）の発令及び実施に関すること。 6 区内関係機関への応援要請等に関すること。 7 他の担当の所管に属さないこと。
	情報収集担当 <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、水防警報及び洪水予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。
	（避難場所担当） <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所（特別避難場所等を含む。）の開設及び運営に関すること。 2 避難情報の調査・収集に関すること。 ※ 避難場所担当を設置しない場合は、1については庶務担当が、2については調査担当が当該事務を処理する。
	調査担当 <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。
	土木事務所 <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。
	消防署 <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。

※ 避難場所担当は災害の状況により必要に応じて設置する。

第4章 避難場所の指定

災害時における避難場所について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所である指定緊急避難場所と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所である指定避難所とを区別して、順次指定します。

第1節 指定緊急避難場所の指定

市長は、災害対策基本法第49条の4に基づき、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所に指定します。

異常な現象の種類	指定緊急避難場所
崖崩れ、土石流などの土砂災害	崖崩れ、土石流などの土砂災害の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。
洪水	洪水の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。
高潮	高潮の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。

※ 上記以外に、災害の規模や被害状況等により、地区センター等の公共施設又は自治会町内会館などを避難場所として開設する場合があります。

第2節 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所としては、被災した市民等が一定期間滞在する場として、良好な生活環境が確保され、円滑な救援活動が実施できる施設であることが必要とされています。本市では、地域防災拠点指定避難所として指定します。

※ 上記以外に、災害の規模や被害状況等により、地区センター等の公共施設又は自治会町内会館などを避難場所として開設する場合があります。

第3節 その他の避難場所

1 帰宅困難者の一時滞在施設

災害により多くの滞留者の発生が予測される主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時滞在施設を選定します。

2 特別避難場所

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を特別避難場所として選定します。

特別避難場所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等があらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時特別避難場所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

※ 特別支援学校は、在籍幼児児童生徒及びその保護者を受け入れる特別避難場所です。

(4) 関係機関等への連絡

避難勧告等を発令したときは、市本部長は、県警察本部、自衛隊等の関係機関に対し通報する。

また、区本部長は、所轄警察署に対し、それぞれその内容を通報する。

(5) 各避難場所の活動報告

区本部長は、開設した避難場所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告する。

総務局
(危機管理室)

第3節 警戒区域の設定及び立ち退き

市本部長又は区本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

総務局
(危機管理室)
区役所

第4節 避難場所の開設・運営

1 避難場所

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難勧告等を発令した場合は、原則として、指定緊急避難場所に指定された小中学校等を避難場所として開設する。ただし、災害の規模、被災状況等に応じては、地区センター等の公共施設や、自治会町内会館等の指定緊急避難場所以外の施設等を避難場所として活用することができる。

2 避難場所の受入体制

区本部長は、避難勧告等を行い、避難場所を指示した場合は、職員を派遣し、必要な措置を講じるとともに学校長等その施設管理者に通知する。

また、必要と認めるときは、指定緊急避難場所以外の施設等について、施設管理者等の同意のうえ避難場所として利用する。

なお、早めの避難行動に対応できるよう、開錠等について必要に応じて施設管理者又は地域の協力を得ることで、迅速な開設及び避難者の受入れを図る。

3 避難人員等の掌握

区本部長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市長（市本部長）に報告する。

第5節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受け入れる必要がある場合は、次により指定避難所その他の公共施設へ受け入れる。

1 被災者の受入れ

(1) 受入対象者

応急受入施設への受入対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者とする。

(2) 受入割当て

区本部長は、受入れにあたっては、被災者の居住地域を勘案して適切な受入割当てを行う。

(3) 受入期間

応急受入施設への受入期間は、避難者の罹災前の住居を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とする。この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とする。

2 応急受入施設の維持管理

区本部長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入施設の維持管理について関係局長との総合的な連絡調整にあたる。

区本部長は、し尿、ごみ処理については資源循環局事務所、給水については水道局水道事務所、要援護者対策については健康福祉局長、外国人対策については国際局長に協力を要請する。

3 報告等

区本部長は、受入施設の開設時期、避難受入世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告する。

4 県有施設の利用

被災者の一時的受入れについて、あらかじめ指定していない県有施設を利用する必要がある場合は、県に要請する。県は、可能な範囲で提供し、当該施設管理者は市が行う避難所の運営に協力する。

(1) 開放する県有施設

ア 一時受入施設として利用に供する県有施設は、次の要件を具備する。

(ア) 災害後において、受入施設として使用可能であること。

(イ) 原則として、受入能力50人以上の施設であること。

(ウ) 給水、給食等の救護活動が容易であること。

イ 対象施設の種類

(ア) 県立高等学校教育施設、体育館

(イ) 青少年センター、図書館、かながわ労働プラザ

(ウ) 保養所、その他

「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を一斉に発令する対象区域（即時勧告対象区域）の更新について

横浜市では、平成 26 年 10 月の台風 18 号の教訓を踏まえ、凶面等を基に大きな被害の発生するおそれのある崖地を選定し、この周辺地域における人家の有無や工事状況等について職員の目視による現場調査を行い、「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を発令する対象区域として 26 年 12 月に 133 箇所を指定しました。

その後、27 年 1 月からは、当該 133 箇所の崖地及び市内の土砂災害警戒区域内に存在する約 9,800 箇所の崖地について、地質の専門家による現地調査を行い、その結果に基づく見直し作業を行っています。崖地の現地調査は、これまで 15 区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、栄区、戸塚区）で終了しています。

今回、新たに青葉区、泉区、瀬谷区の調査が終了しましたので、次のとおり対象区域を更新します。

1 更新の考え方

地質の専門家による崖地の調査結果を基に、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地を抽出し、その周辺を「即時勧告対象区域」として選定しています。

[調査の概要]

崖の高さ・勾配、表面の変化・亀裂、建物の有無や崖地と建物の距離など

2 更新結果

- (1) 青葉区 計 1 箇所（1 箇所増）（別紙 1）
 - (2) 泉区 計 0 箇所
 - (3) 瀬谷区 計 0 箇所
 - 合計 累計 113 箇所になります（崖 110 箇所＋土石流 3 箇所）（別紙 1）
- （内訳）

更新年月	調査対象	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	小計
H27.6	133 箇所から更新	-	0	0	-	1 ^{**2}	1	2	-	0	8	-	1	-	-	3	7	1	-	52 ^{**2}
	西・南・磯子	-	1 ^{**1}	2	-	17 ^{**2}	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H27.8~10	解除 ^{**4}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-1 ^{**4}	-	-	-	-	-1 ^{**4}	-	-2 ^{**4}
H27.12	追加 ^{**3}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 ^{**3}	-	-	-	-	-	-	-	-	3 ^{**3}
H28.3	保土ヶ谷・金沢	-	-	-	-	-	-	11	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	17
H28.6	中・港南・緑・都筑	-	-	-	10	-	6	-	-	-	-	-	3	-	5	-	-	-	-	24
H28.9	解除 ^{**4}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-1 ^{**4}	-	-	-1 ^{**4}
H28.11	港北・栄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	4	-	-	7
H29.3	鶴見・神奈川・旭	7	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
H29.3	解除 ^{**4}	-	-1 ^{**4}	-	-	-	-	-	-	-	-	-1 ^{**4}	-	-	-	-	-	-	-	-2 ^{**4}
H29.6	解除 ^{**4}	-	-	-	-	-1 ^{**4}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-1 ^{**4}
H29.6	戸塚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	8
H29.12	青葉、泉、瀬谷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	0	0	1
合計		7	0	2	10	16 ^{**2}	7	13	0	9	17	2	3	1	5	11	10	0	0	113

※1：神奈川区の 1 箇所は、西区に存する崖地が崩れた場合に影響を受ける範囲のため選定されたものです。
 ※2：南区の対象区域については、133 箇所から更新した 1 箇所と、土砂災害警戒区域から抽出した箇所の一部が重複しています。
 ※3：神奈川県による土砂災害警戒区域（土石流）指定に伴い追加したものです。
 ※4：崖地の改善・是正などが完了したため、対象区域から解除された箇所数を示します。
 （泉区：H27.8 解除、緑区：H27.10 解除、栄区：H28.9 解除、神奈川区：H29.3 解除、港北区：H29.3 解除、南区：H29.6 解除）

3 更新日

平成 29 年 12 月 1 日（金）

4 避難勧告の発令

「土砂災害警戒情報」（気象庁と県が発表する気象情報）が発表された場合には、即時勧告対象区域（113 箇所）にお住まいの皆様に対し、直ちに避難勧告を発令します。

この対象区域については、各区役所が区域内の居住される方々に対し、ポスティング等でお知らせするほか、危機管理室のホームページでも確認できます。

[危機管理室ホームページ]

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/taifu-sonae.html#kankoku>



5 その他

今回の調査で、市内全区の土砂災害警戒区域内に存在する崖地の現地調査が終了しました。即時勧告対象区域の見直しについては、崖地の対策状況により、随時行います。

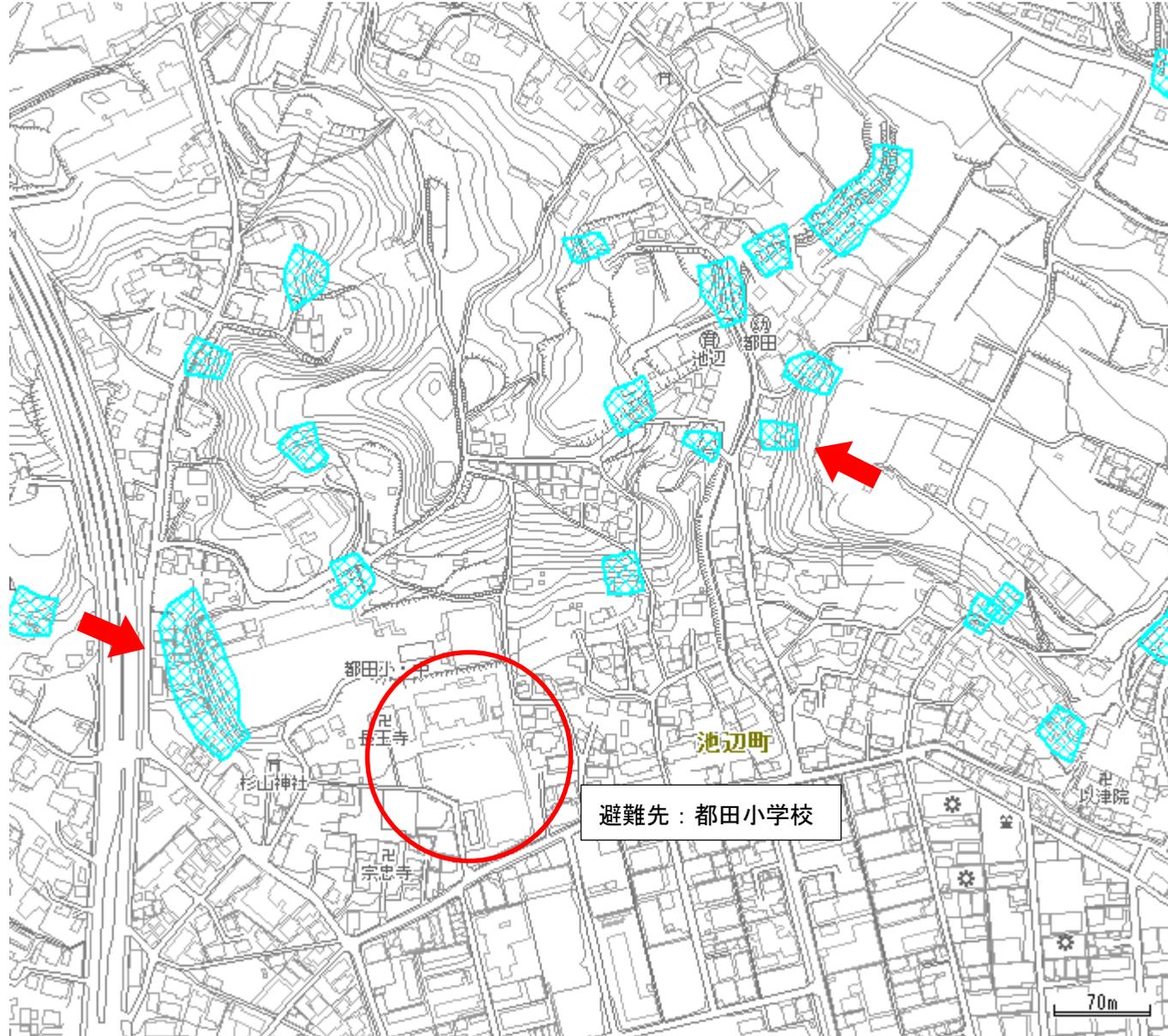
お問合せ先	
総務局 緊急対策課担当課長 田邊栄久	Tel 045-671-4413（避難勧告に関すること）
建築局 建築防災課がけ・狭あい担当課長 加藤暢一	Tel 045-671-2959（崖地の現地調査に関すること）

即時勧告対象区域 (平成28年6月17日更新)



避難先：勝田小学校

裏面あり





都筑

保存版

広報よこはま都筑区版 / 平成29年 / No.236

☎948-2323 (代表)

【編集・発行】横浜市都筑区役所広報相談係
〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1
☎948-2223 ㊚948-2228

モバイル版
二次元コード



ホームページ
都筑区役所

検索

はじめよう！ 大雨への そなえ

日頃からの備えは万全ですか？

近年、台風やゲリラ豪雨などによる水害や、各地で頻発する地震などの災害が続けて発生しており、全国的に防災・減災に関する意識が高まっています。

災害時には、区役所および市役所などから災害に関する情報が発信されますが、より多くの情報を得るためには、自ら情報収集をすることが重要です。「災害時の情報収集手段」や「避難行動」などを事前にしっかり確認しておきましょう。

備え 事前に備える

大雨や台風などによる浸水や崖崩れから身を守るため、日頃から避難場所の確認や、非常時の持ち出し品の用意など、災害に備えましょう。

CHECK 1 非常時の持ち出し品

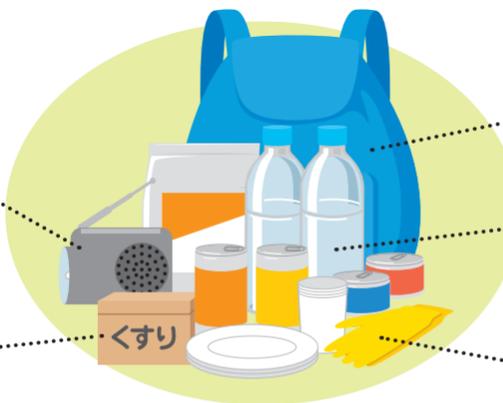
災害が発生したとき、すぐに持ち出せるように、非常時に必要な持ち出し品をそろえて、まとめておきましょう。

日用品

- 傘・雨具
- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- タオル
- 紙おむつ
- ティッシュ
- ビニール袋
- マスク など

救急・安全

- 救急セット(包帯・ばんそうこう)
- 常備薬(またはお薬手帳)
- メガネ・コンタクトレンズ など



貴重品

- 預金通帳・現金
- カード
- 免許証・保険証・印鑑 など

水・食料

- 飲料水
- 非常食
- 紙皿・紙コップ
- 粉ミルク など

その他

- ヘルメット
- 厚底の運動靴
- 衣類
- 軍手 など

CHECK 2 自宅付近の危険な場所や避難経路

都筑区防災・生活マップ、横浜市浸水(内水・洪水)ハザードマップ(都筑区)や都筑区土砂災害ハザードマップなどで「自宅の位置」と「危険な場所」を確認し、安全な場所への避難経路を考えておきましょう。各種マップは庶務係で配布しているほか、ホームページでもご覧いただけます。

横浜市
ホームページで
公開中



わいわい防災マップ

わいわい防災マップは、災害全般について、想定震度や浸水想定区域などを選択して表示させることができ、防災意識の向上や、減災行動に役立つものです。



都筑区防災・生活マップ



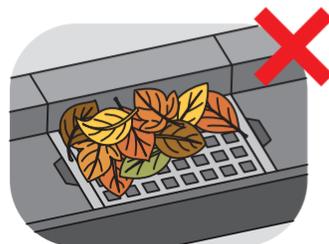
横浜市浸水(内水・洪水)ハザードマップ(都筑区)



都筑区土砂災害ハザードマップ

CHECK 3 側溝や雨水ますの点検

- 側溝や雨水ますをふさがないようにしましょう。
- 雨水ますの吸い込み口が落ち葉やごみで詰まると、道路の浸水などの原因となります。
- 雨水ますやL字型側溝の上に、車乗り入れブロックや物などを置かないようにしましょう。



皆様のご協力をお願いします。



家の浸水を防ぐには？

- 家にあるもので浸水を防ぎましょう。
土のうやプランター、家庭にあるごみ収集袋などを利用した水のうを使って浸水を防ぐことができます。
- 意外なところからの浸水に注意しましょう。
洪水時には、洗濯機、トイレ、風呂場の排水口などから下水が逆流することがあります。排水口を水のうなどでふさぎましょう。



ごみ収集袋(45リットル)を二重にし、中に半分くらい水を入れ、水のうを作ります。



水のうと長めの板などを組み合わせて利用し、浸水を防ぎます。



水のうは段ボール箱に詰めることで、強度が増します。



プランターを並べ、ジャーシートで包み、浸水を防ぎます。

※上記の浸水対策は、避難するまでの時間がある場合に行うものです。まずは、ご自身の命を守るために、安全な場所へ避難する事を優先してください。

情報収集

大雨時には こまめな情報収集を

プッシュ
PUSH型

必要な情報について、利用者の皆さんへ自動的に配信する形式のもの



防災用広報装置(防災用スピーカー)

浸水の危険が差し迫った場合などに、サイレンの音や音声放送によって、区役所から地域住民の皆さんに危険をお知らせします。

《得られる情報》 ● 避難情報



《スピーカー位置》

- | | |
|------------------|----------------|
| ● 1 東山田地域ケアプラザ | ● 5 勝田会館 |
| ● 2 早淵三丁目こどもの遊び場 | ● 6 大瀬町公民館 |
| ● 3 早淵かなりあ公園 | ● 7 新川向橋 |
| ● 4 中川中学校 | ● 8 日東樹脂工業株式会社 |
| | ● 9 川内自治会館 |



FAX ※聴覚障害者の人

聴覚障害者の人の自宅(要事前登録)、浸水想定区域内の要援護者施設などにFAXを送信します。

《得られる情報》

- 大雨警報などの気象警報
- 避難情報

対象 2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で、自宅にFAXがある人。

登録方法 障害支援担当へ☎(948-2316)か☎(948-2490)

情報は、①自動配信されるもの(PUSH型)、②自身で情報収集するもの(PULL型)の2種類あります。必要な情報の種類や、自宅にある機器に合わせて、適切な媒体からの情報収集をしましょう。



横浜市防災情報Eメール

要事前登録 登録無料

事前に登録したパソコン・スマートフォン・携帯電話に電子メールで配信されます。

《得られる情報》

- 横浜市からの緊急なお知らせ
- 震度情報、津波警報・注意報
- 気象特別警報・警報・注意報 など

登録方法

- 二次元コードを読み取り
 - 空メールを送信☎(entry-yokohama@bousai-mail.jp)
- ※自分で必要な注意報、警報を選択し受信できます。
※夜間(22時~翌7時)はメールが届かないように設定できます。



防災アプリ

要事前設定 ダウンロード無料

「Yahoo!防災速報」アプリで、情報を受信できます。

《得られる情報》

- 避難情報 ● 避難所開設状況
- 横浜市からの防災緊急情報 など

登録方法

- 二次元コードを読み取り
 - App StoreまたはGoogle Playで「Yahoo!防災速報」と検索
- ※アプリ内の「設定」→「自治体からの緊急情報」→「プッシュ通知」をオンにしてください。



Twitterアラート

要事前設定 ダウンロード無料

避難情報がスマートフォン画面上でお知らせされます。

《得られる情報》

- 避難情報 ● 緊急度の高い情報

登録手順

- 1 Twitter公式アプリをダウンロードし、アカウントを作成します。
 - 2 横浜市総務局危機管理室@yokohama_saigaiを検索し、Twitterアラート機能をオンにしてください。
- ※Twitterアラート:ツイートがスマートフォンの画面上に、プッシュ通知で受け取ることができます。



広報車両

スピーカーを搭載した車両で災害発生の危険性や避難情報などを付近の住民にお知らせします。

《得られる情報》

- 避難情報
- 避難所の開設状況

いざというときのために
登録が必要なものは
事前に済ませておきましょう



フルPULL型

必要な情報について、利用者の皆さんが「引き出しにいく」形式のもの



インターネット

- ◆都筑区役所ホームページ
 - 《得られる情報》
 - 避難情報 ●避難所の開設状況
- ◆横浜市総務局防災情報
 - 《得られる情報》
 - 避難情報 ●避難所の開設状況
 - その他(ライフライン、交通機関などに関する情報)
- ◆レインアイよこはま
 - 《得られる情報》
 - 過去3時間の降水量

Twitter

- ◆横浜市総務局危機管理室 @yokohama_saigai
 - 《得られる情報》 ●避難情報 ●気象特別警報・警報・注意報
- ◆横浜市都筑区役所 @tz_yokohama
 - 《得られる情報》 ●避難情報 ●避難所の開設状況

- ◆横浜市水防災情報
 - 《得られる情報》
 - 河川水位情報 ●河川監視カメラ画像 など
- ◆神奈川県 雨量水位情報
 - 《得られる情報》
 - 雨量情報 ●河川水位情報
 - 河川監視カメラ画像 など
- ◆京浜河川事務所 ライブカメラ
 - 《得られる情報》
 - 過去3時間の降水量 ●河川水位情報
 - ライブカメラ画像 など

テレビ

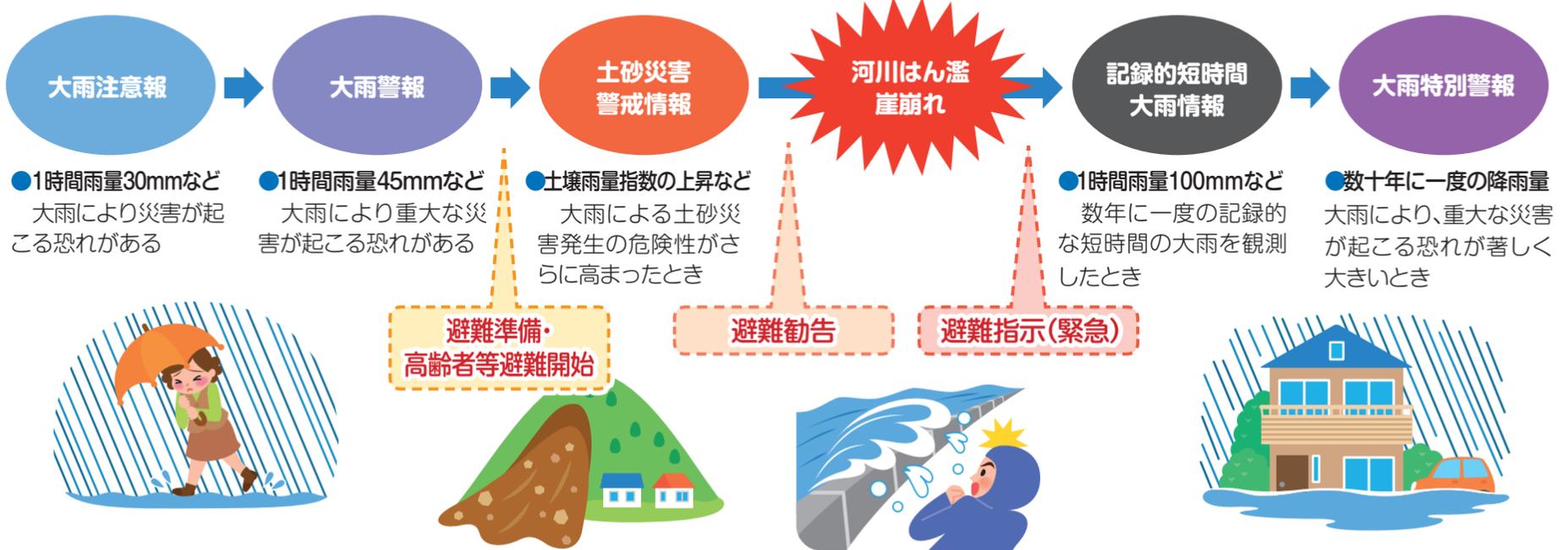
- ◆NHK、民放各局、テレビ神奈川 など

ラジオ

- ◆コミュニティFM など

●主な気象情報と発表基準(気象庁などから発表されます)

気象庁や区・市役所から出される情報を確認しましょう。
 ※下記の発令の流れはイメージであり、災害状況によって気象情報や避難情報の順番などが異なる場合があります。



●避難情報の発令(区・市役所が発令します)

※平成28年8月の台風10号による被害を教訓に避難情報の名称の一部が変更されています。

<p>避難準備・高齢者等避難開始 (旧:避難準備情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難に時間がかかる人(高齢者、乳幼児、障害のある人など)とその支援者は避難行動を開始してください。 ●その他の人は、避難の準備を整えてください。 	<p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所など安全な場所へ避難行動を開始してください。 ●避難所への避難が困難な場合は、建物の2階以上(斜面と反対側の部屋)に緊急的に避難してください。 	<p>避難指示(緊急) (旧:避難指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所などへ直ちに避難を開始してください。 ●避難所への避難が困難な場合は、建物の2階以上(斜面と反対側の部屋)に緊急的に避難してください。
--	--	---

状況に応じて下記の避難情報を発令する場合があります。

屋内退避等安全確保措置指示

- 大雨によりすでに浸水が始まっており、足元が見えない場合などで屋外の避難施設に避難することが、かえって危険になる恐れがあります。
- 状況に応じて自宅などの**屋内や近隣の建物の2階以上に避難して、安全を確保してください。**

危険

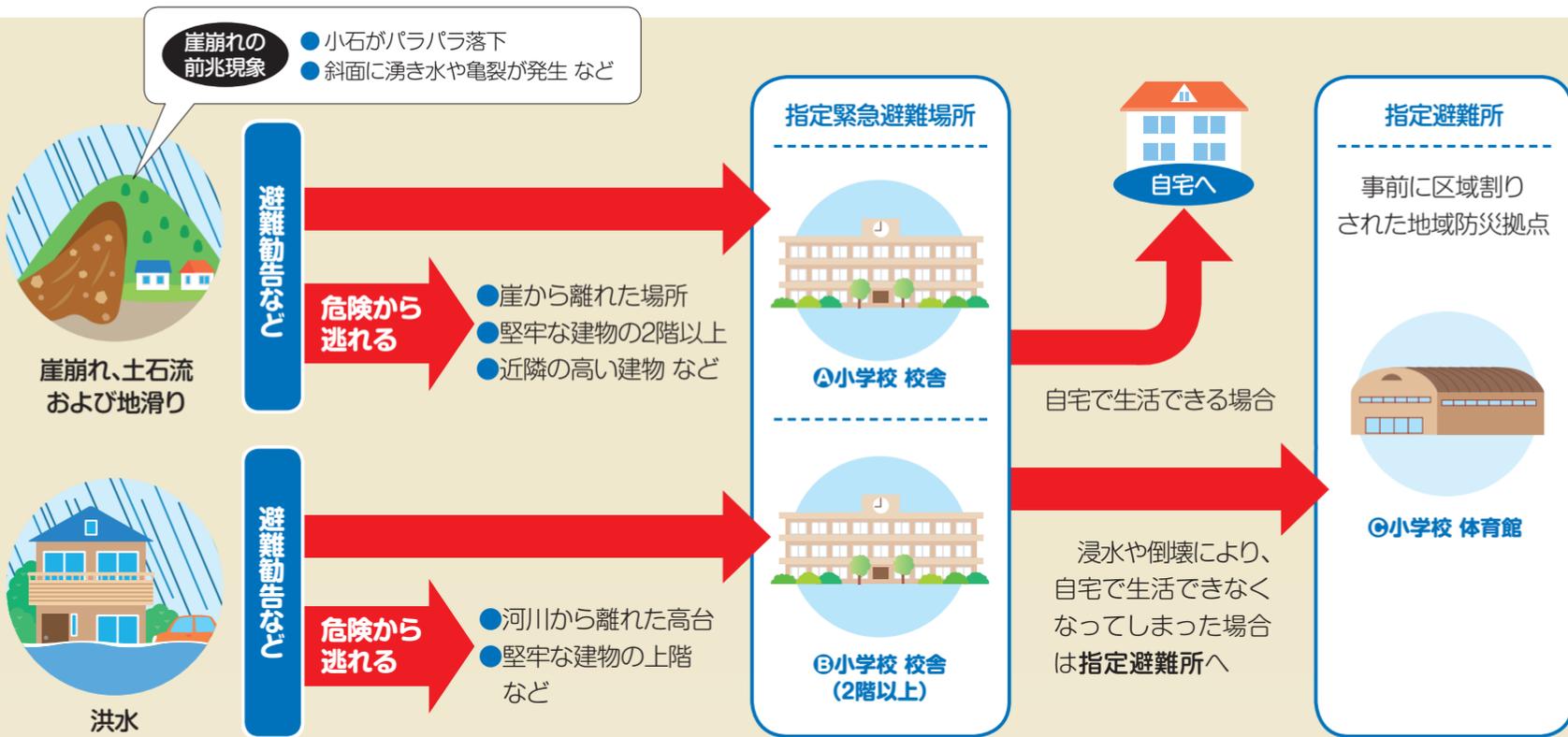
避難は 自らの判断で

大雨や台風の際の避難は、自らの判断で行うことが大切です。避難情報の発令や前兆現象などがあつた場合には速やかに避難を開始してください。

避難情報が発令されていなくても、危険が迫る前に早めに自主避難を開始してください。

CHECK

1 安全な場所へ避難するためには



POINT



「指定避難所」と「指定緊急避難場所」

● 指定避難所

災害によって自宅に住めなくなつてしまった場合などに避難生活を送る場所です。横浜市では地域防災拠点である区内の小中学校27か所(市内458か所)を「指定避難所」として指定しています。

● 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、災害の種類(洪水、土砂災害、高潮、地震)ごとに指定しています(指定避難所を兼ねています)。指定緊急避難場所は、災害時、避難勧告などが発令された場合に、災害規模や状況によって選定して開設されます。※なお、指定場所以外にも地区センターなどの公共施設や自治会町内会館を避難場所として開設する場合があります。

1ページに掲載の都筑区防災・生活マップやわいわい防災マップで、お住まいの地域の「指定避難所(地域防災拠点)」の位置や避難経路を日頃から確認しておきましょう。

CHECK

2 避難する際のポイント



都筑区 自治会 町内会
会長

総務課長

緊急時情報伝達システムの運用に伴う連絡先登録・変更・削除の依頼について

日ごろから、本市並びに都筑区の災害対策について御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

都筑区では、災害発生時等に防災に関する情報を自治会町内会長等に提供するとともに、会長等からの情報を迅速に集約することを目的に、「緊急時情報伝達システム」を平成 28 年度に導入しました。

現在、主に連合町内会自治会会長及び自治会町内会会長に電話番号を御登録いただいておりますが、新規登録や、会長の交代等による登録者の変更などございましたら、別添様式の御提出をお願いいたします。

1 システムの特徴

(1) 一斉伝達

ア 身近な情報伝達手段である「電話」を活用して、メールやインターネットを利用しない方にも一斉に情報を伝達します。

イ 特別な機器や操作は不要です。(固定電話、携帯電話)

ウ 区本部（区総務課）から、御登録いただいた電話に自動音声（※）により情報を伝達します。

※自動音声イメージは、資料 1 参照

(2) 一斉集約

区本部（区総務課）では、発信後の受信状況や、プッシュボタンを活用して得た受信者からの情報を把握、集約します。

(3) その他

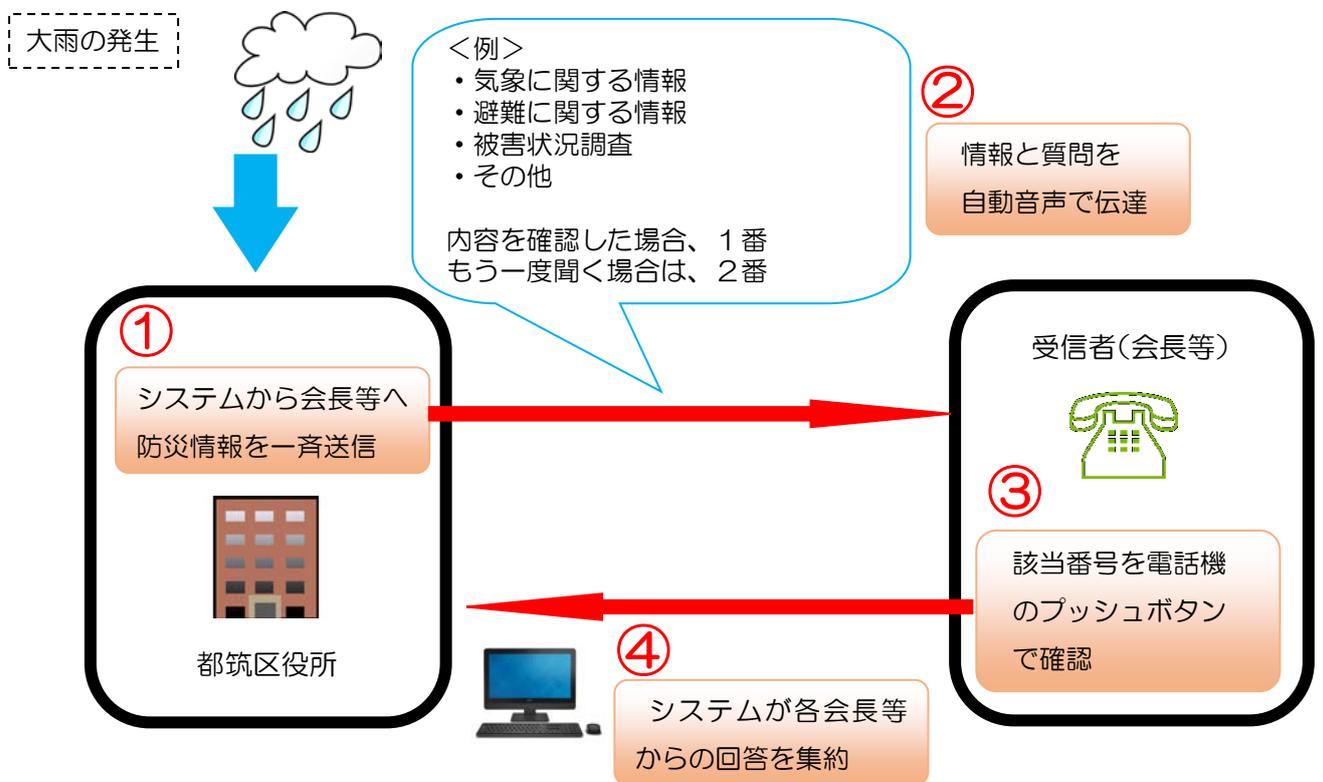
ア 登録者が電話応答できなかった場合、システムからリダイヤルを行うことができます。

イ 登録者は電話に出ることができなかった場合、システムの番号に電話を掛け直すと、発信された情報を聞くことができます。

2 本システムにより伝達（集約）する情報

種別	情報伝達（集約）する内容
気象に関する情報	特別警報、土砂災害警戒情報
避難に関する情報	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難所開設の情報
被害状況調査	地震、台風等による建物や利用者等の被害状況の確認
その他	自治会町内会長へ直接伝達すべき防災に関する情報

3 システムの概要



※ 電話に出ることができなかった場合
システムの番号に電話を掛け直すと、発信された情報を聞くことができます。

4 登録者（受信者）の対応について

(1) 区本部から登録者への情報伝達

区本部から登録者へ防災に関する情報伝達を行います。

登録者は、本システムにより得られた情報を自治会町内会員等に周知することは任意とします。

(2) 登録者からの情報収集

区本部では、登録者から得られた情報を集約し、災害対策に活用します。

担当	都筑区役所総務課	石井、苅谷
電話	948-2212	
FAX	948-2208	
メール	tz-bousai@city.yokohama.jp	

<例>

緊急時情報伝達システム 自動音声イメージ

(事象)	土砂災害警戒情報に伴う避難勧告（即時勧告）の場合
オープニング	「こちらは都筑区役所です。」
着信確認	「まずはじめに、コメマークを押してください。」
メイン	<p>「 横浜市北部に土砂災害警戒情報が発表されたため、平成〇年〇月〇日〇時〇分、都筑区〇〇町の一部、〇〇町の一部に避難勧告を発令しました。</p> <p>なお避難場所として、〇〇小学校と〇〇小学校を開設しています。</p> <p>引き続き、今後の気象情報に注意してください。」</p>
内容確認	「内容を確認できた方は1を押してください。」
エンディング	「以上、都筑区役所からのお知らせでした。」

緊急時情報伝達システム 電話番号登録・変更・削除届

平成 年 月 日

連合町内会自治会名	
自治会町内会名	
役職	
氏名	
<u>(変更の場合は、前任者の氏名もご記載ください。)</u>	
自宅・携帯電話 ※お電話の繋がりやすい番号をご記入ください。	
備考	

○個人情報の取扱い

「都筑区緊急時情報伝達システム」の登録により収集しました電話番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、当該システムの利用目的に限り利用します。

登録：新規登録を行う場合（変更の場合を除く）

変更：前会長等が登録しており、役員交代等により登録者の変更を行う場合

削除：登録を削除する場合

担当	都筑区役所総務課	石井・苅谷
電話	948-2212	
FAX	948-2208	
メール	tz-bousai@city.yokohama.jp	

緊急時情報伝達システム 電話番号登録・**変更**・削除届

平成 29 年 4 月 21 日

連合町内会自治会名	横浜市役所連合町内会
自治会町内会名	都筑区役所総務課自治会
役職	自治会長
氏名	都筑 太郎
<u>(変更の場合は、前任者の氏名もご記載ください。)</u>	前任者：都筑 花子 (自治会の防災担当)
自宅 ・携帯電話 ※お電話の繋がりやすい番号を ご記入ください。	0 4 5 - 9 4 8 - 2 2 1 2
備考	

○個人情報の取扱い

「都筑区緊急時情報伝達システム」の登録により収集しました電話番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、当該システムの利用目的に限り利用します。

登録：新規登録を行う場合（変更の場合を除く）

変更：前会長等が登録しており、役員交代等により登録者の変更を行う場合

削除：登録を削除する場合

担当	都筑区役所総務課	石井・苅谷
電話	9 4 8 - 2 2 1 2	
FAX	9 4 8 - 2 2 0 8	
メール	tz-bousai@city.yokohama.jp	